１３．森林組合経営の透明化、健全化について

【情報開示の促進について】

（１）　規制改革推進のための第２次答申において、「説明書類については、銀行や協同組織金融機関の多くがインターネットを活用しホームページで公開しているところである。しかしながら、森林組合は、小規模な組織が多数を占めることから、インターネットを活用した情報開示が進んでいない状況にある。したがって、インターネットを活用した説明書類の掲載等について、自主的な開示の促進が必要である。」【平成２０年中措置】とされたが、現状の取組状況を教示願いたい。併せて、自主的な開示を促進する具体的手段を教示願いたい。

（回答）

森林組合経営の透明化に向けた自主的な情報開示については、森林組合の事業運営の透明化・健全化に関する取組の強化について指導文書を発出して、森林組合系統を指導することで準備中である。（１０月中旬に発出予定）

その中で、情報開示の手段としては、森林組合の所有するホームページへの掲載等、インターネットを活用する方法があるが、ホームページを持たない森林組合においても、都道府県森林組合連合会のホームページを活用する等して、事業案内の説明資料や財務諸表などを自主的に公開するよう努めることとして指導することとしている。

【情報開示の促進について】

（２）　他の金融機関におけるディスクロージャーの状況を参考としつつ、一層の比較可能性を高めるよう説明書類の雛形を作成し、周知するなど、所要の措置を講ずるべきだと考えるが、見解を伺いたい。

併せて、実際にガイドラインの作成などがなされているのかどうか、教示願いたい。

（回答）

林野庁としても、森林組合経営の透明化は必要と考えており、これまでに経営実態が見やすいように損益計算の事業区分の見直し、決算関係書類様式、事業計画書様式等の制定を行うとともに、事業別損益計算書を通常総会に提出・提供を義務づけている。また、森林組合は農協などと違い信用事業を実施していないことから、金融機関のディスクロージャーと同レベルのことを行うことは考えていないが、森林組合経営の透明化に向けた自主的な情報開示については、森林組合の事業運営の透明化・健全化に関する取組の強化について指導文書を発出して、森林組合系統を指導することで準備中である。（１０月中旬に発出予定）

その中で、情報開示の手段としては、森林組合の所有するホームページへの掲載等、インターネットを活用する方法があるが、ホームページを持たない森林組合においても、都

道府県森林組合連合会のホームページを活用する等して、事業案内の説明資料や財務諸表などの自主的公開に努めるよう指導することとしている。

【情報開示の促進について】

（３）　規制改革推進のための第２次答申において、「森林組合経営の透明化の観点から、森林整備事業を中心に、員内、員外の利用別、受託林産の事業量、財務の状況などについて、組合員に対する一層の自主的な情報開示の促進に向け、必要な措置を講ずるべきである。」【平成２０年中措置】とされたが、現状の取組状況を教示願いたい。

（回答）

森林組合決算関係書類様式（林野庁長官通知）については、財務諸表の中に員内・員外の利用状況、事業毎の資産の状況、施業集約化の実施内容等の記載を加える改正を行い、組合員に対する一層の自主的情報開示の促進を図ることとしている。（平成２０年１０月中旬改正予定）

【情報開示の促進について】

（４）　Ｂ／Ｓにおける事業区分は株式会社においてもなされていない場合が多い。これは、株式会社の目的が事業全体の利益の極大化にあるためである。調達した資本を最適に投下しなければ事業全体の利益の極大化は達成できない。不効率な部門に資本を投下すれば、その結果は利益のマイナス要因として反映される。事業全体の利益の極大化は換言すれば、調達した資本の最適運用ということである。その際、どの事業部門にどの程度の資本を投下するかは経営体の自主裁量に委ねられている。したがって、調達した資本をどの事業区分にどのように投下するか、すなわちＢ／Ｓの事業区分は重要ではない。Ｐ／Ｌの事業区分（事業毎の損益の状況）が重要となり、それを基に利益の極大化に向け、事業継続判断や集中的な資本投下判断を行うという自律作用が機能する。

他方、協同組合や公益法人等は事業全体の利益の極大化を目的としない法人であることから、個々の事業に存在意義がある。損益のみで事業の継続を判断することは困難であり、不採算事業でも事業継続をせざるを得ない場合も考えられる。ただし、これらの事業といえども生産性を無視して存続することは不可能である。このため、自律作用を機能させるためには、Ｐ／Ｌだけでなく、Ｂ／Ｓも事業区分を行い、不採算事業に対する資本投下や経営資源配分の内容など、事業毎の資本効率を明らかにする以外に方法はない。公益法人会計基準がＢ／Ｓの事業区分を行っているのはこのためであり、利益の極大化を目的としない協同組合であるからこそ、森林組合においてＢ／Ｓの事業区分が必要と考えるが、見解を伺いたい。

併せて、必要ないと考えるのであれば、その理由についても併せて教示願いたい。

（回答）

林野庁としても森林組合経営の透明化については必要と考えており、平成１８年に決算関係書類等を全面改正したところである。森林組合の主な事業は、組合員の委託を受けて森林の施業又は経営等を通じて、指導、販売、加工、森林整備の事業を組合せながら一体となって組合員の経済的利益の向上を図っているものであることから、資産を厳格に区分することは、出資金などの純資産や共有の固定資産を部門別に区分することとなり、不可能であるだけでなく、不合理であり、一般に公正妥当な会計の慣行においても求められていないものと考えている。

また、他の金融機関においても事業部門別に資産を分類する義務は課されていない。

したがって、森林組合のみに事業部門別に貸借対照表の開示を義務づけることは適切ではない。

なお、公益法人については、公益法人等の指導監督基準等に関する関係省庁連絡会議申合せによる公益法人会計基準（平成 18 年４月１日以後に開始する事業年度からできるだけ速やかに実施）により、特定の目的のために特別会計を設けることができるとされており、特別会計を設けている場合には、他の会計と区別して貸借対照表及び正味財産増減計算書を作成することとされているが、特別会計は、法人税計算の必要性から公益事業と収益事業を区分したり、補助金交付事業のように資金使途が限定されたり、あるいは寄付金の使途が指定されている事業のように事業内容が寄付者の意向に即したものであることを明確にする必要があるといった場合に、法人が任意に設けることができるものであり、事業毎の資本効率を明らかにして自律作用を機能させるために行っているものではないと承知している。したがって、そもそも法人としての目的が異なり、これに伴ってあるべき会計の基準も異なる公益法人と森林組合を同列に論ずることはできないと考えている。

【情報開示の促進について】

（５）　Ｂ／Ｓにおける事業区分がなされないということは、事業毎の資産運用効率（保有資産を最大限有効に活用しているか等）・リスク（不採算事業における借入金の返済が可能か否か等）・将来予測（不採算事業において資産売却等による財務改善が可能か否か）等を組合員は把握できない状況が続くこととなるが、組合員が自ら所属する組合の経営内容を把握できない、さらには、他の森林組合との事業毎の比較もできない、といった状況を放置することについて、どのように考えるか、見解を伺いたい。

併せて、株式会社組織ではなく、組合員構成からなる協同組織である森林組合が、現状のような情報開示スタンスにあることは、組合員軽視であり、早急に改めるべきであると考えるが、見解を伺いたい。

（回答）

Ｂ／Ｓにおける事業区分の考え方については、Ⅱ１３（４）のとおりであり、組合員はこれら事業毎のＢ／Ｓから経営内容を把握することは可能であると考えている。

また、更にⅡ１３（１）及び（４）のとおり、規制改革推進のための３ヵ年計画を受けて、インターネット等による情報開示の推進や決算関係書類様式の改正による自主的な情報開示による経営の透明化を図る措置をとることとしており、組合員軽視とは考えていない。

【情報開示の促進について】

（６）　森林組合において員外取引（組合員以外との取引）が認められているが、その理由および法的根拠を教示願いたい。

（回答）

森林組合は、組合員の相互扶助を目的としてその事業を行うべきものであって、組合員以外の者に便益を供するためにのみその事業を行うべきではない。しかし、組合が、各種の施設を設け、組合員のみではその利用をまっとうすることができない場合等において、その本来の目的を逸脱しない範囲において、組合員でない者にこれを利用させることは、これを利用しようとする員外者にとっても、また組合の物的・人的施設の活用による組合運営の効率化の点からいっても望ましく、実情に即したことであって、その限りにおいては、相互扶助組織の原則の例外が許容されなければならない。そのため、法においては、組合の本来の目的ないし性格に反しない一定の範囲内で、組合員でない者が組合の事業を利用することができる途を開いている。

具体的には、林道使用のように法で員外利用が強制されているもの（法第９条第４項）、指導手数料のように定款で定めるところにより一定の事業量の範囲内で員外利用が認めら

れているもの（法第９条第８項）、定款で定めるところにより国、地方公共団体等の営利を目的としない法人に対し行わせることができる森林の施業などの法第９条第１項第２号に掲げる事業その他省令で定める事業（法第９条第９項前段）、森林保健施設の整備といった森林の一体的な整備のための必須事業（法第９条第９項後段）などがある。

【情報開示の促進について】

（７）　(6)について、林業公社の所有する森林に対して行う事業は員外取引にあたるか、教示願いたい。

併せて、組合員の所有する森林以外に対して行う事業以外は、国や都道府県などの造林・治山事業などもすべて員外取引となると考えるが、見解を伺いたい。

（回答）

国や都道府県などの造林・治山事業等は、本来、員外利用に該当するが、森林組合法第９条第９項の規定（員外利用の特例措置）により、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、員外利用に含めないとされている。これは、組合が組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度においてこれらの事業を行うことが、地域の森林の保続培養と森林生産力の増進に果たす効果が大きく、かつ公益的性格を合わせ有する森林組合にとってふさわしいことによるものであり、結果的には公益的機能の増進等その地域の組合員にとっても恩恵をうけることとなる。

【情報開示の促進について】

（８）　農協法などでは員外取引制限について、「組合員の事業利用分量額の５分の１とする」などの員外取引制限を課しているが、森林組合では、どのように員外取引の制限を課しているか、教示願いたい。

（回答）

森林組合法では員外利用の分量は総事業量の２分の１以内としている（森林組合法第９条第８項ただし書き）。員外利用の限度を超えているかどうかの判断は、１事業年度ごとに金額によって行い、この利用する事業の分量の額とは明確に示したものはないが、各事業ごとに計算するものと認識している。

【情報開示の促進について】

（９）　現在、Ｐ／Ｌにおいては、員内・員外の区分がなされておらず、組合員に対する事業の貢献度合（組合員よりも員外取引を重視していないか）が把握できない状況にある。これでは、組合員への貢献度合いを高めていくという自律作

用が働かないだけでなく、場合によっては、員外取引制限の超過を見過ごすことにもなりかねない。よって、Ｐ／Ｌにおいては、員内・員外の区分をすべきと考えるが見解を伺いたい。

（回答）

森林組合決算関係書類様式（林野庁長官通知）については、Ⅱ１３（３）のとおり、員内・員外の区分については附属明細書の中に販売事業、林産事業、森林整備事業等の主要事業における員内・員外別の事業量や施業集約化の事業量を記載するように改正し、組合員への事業の貢献度が明確となるようすることとしている。

したがって、ご指摘のＰ／Ｌにおいて員内・員外の区分を行うことは必要ないと考える。

（なお、Ｐ／Ｌで員内・員外を区分することは複数の細部事業（例えば、販売部門の中の販売事業、林産事業）について員内・員外を区分を表記することとなり、Ｐ／Ｌが細分化されることにより、作成が煩雑になるばかりでなく組合員にとっても見にくくなること等から、附属明細書で事業別に表記することしたところである。）

【経営改革について】

（10）　規制改革推進のための第２次答申において、「森林組合においては、森林組合は組合員に奉仕するという本旨を徹底し、コンプライアンス態勢の強化や業務の効率性、財務報告の信頼性を確保するためにも、ガバナンスの強化に取り組むべきであり、コンプライアンス委員会の設置などその強化が早期に図られるよう必要な措置を講ずるべきである。」【平成２０年中措置】とされたが、現状の取組状況を教示願いたい。

併せて、コンプライアンス委員会の設置以外のガバナンスの強化に向けた措置がなされているかを教示願いたい。

（回答）

ガバナンスの強化については、森林組合の事業運営の透明化・健全化に関する取組の強化について指導文書を発出することにより、森林組合系統を指導することで準備中である。（１０月中旬に発出予定）

その中で、内部管理態勢の強化対策として、森林組合役職員の行動規範や法令遵守の推進体制などを記載したコンプライアンス（法令遵守）マニュアルの作成及び森林組合役職員が法令遵守を確実に実践することを支援・指導するためのコンプライアンス委員会の設置に努めるよう指導することとしている。

【経営改革について】

(11)　規制改革推進のための第２次答申において、「森林組合の施業、特に、今後の生産性の向上や低コスト化に向けた鍵となる高性能林業機械と低コスト作業路を組み合わせた高度な施業については、施業の生産性の向上や低コスト化を促すため、地域の実情に応じて、林業事業体への外注化を促進する方策を検討し、結論を得るべきである。」【平成２０年中検討・結論】とされたが、現状の取組状況を教示願いたい。

（回答）

高度な施業の外注化の促進化については、森林組合の事業運営の透明化・健全化に関する取組の強化について指導文書を発出することにより、森林組合系統を指導することで準備中である。（１０月中旬に文書発出予定）

具体には、森林組合と連携する林業事業体等の特定や連携の仕方等については、今後、地域内での連携が困難な場合は、都道府県森林組合連合会等が中心となって外注先の紹介等に関わるなどして確実に外注先を確保することなどについて、都道府県国産材安定供給協議会でも検討しているところ。

また、施業を外注する森林組合においては、連携する林業事業体等の作業システムや生産性等を把握し、森林所有者や外注先にとって適正な価格で外注するよう努めることや、連携の状況について地域ブロック協議会で定期的に確認及び指導を行うなど地域の実情に応じた外注化を促進し、施業が確実に実施される体制の構築に努めるよう指導することとしている。